

条 例

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例

埼玉県立障害者歯科診療所条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の項中「千九百九十八番地」を「千九百九十六番地二」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。